

6. 水質基準項目表

遊佐町水質検査表（1） 法令に基づく水質検査

項目NO.	水質基準項目	基準値	過去3年間 ワースト値	給水栓		検査計画頻度 (回/年)	設定理由等			
		(mg/L)		検査頻度	検査省略 頻度					
1	一般細菌	100個/ml	0	月1回	月1回	12	*3			
2	大腸菌	不検出	検出せず			12				
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	年4回	3年1回	1	安全確認等のため *1、*2			
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満			1				
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満			1				
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満			1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満			1				
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満			1				
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満			1				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満			年4回		年4回	4	*3
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.9			年4回		3年1回	1	安全確認等のため *1、*2
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08未満	1						
13	ホウ素及びその化合物	1	0.04	1						
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	1						
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	1						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004未満	1						
17	ジクロロメタン	0.02	0.002未満	1						
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	1						
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	1						
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタネン酸 (PFDA)	0.00005	—	年4回			1		*3	
21	ベンゼン	0.01	0.001未満		3年1回	1	*1、*2			
22	塩素酸	0.6	0.23	年4回	年4回	4	消毒副生成物であり、検査を省略できない。 *3			
23	クロロ酢酸	0.02	0.001未満			4				
24	クロロホルム	0.06	0.002未満			4				
25	ジクロロ酢酸	0.03	0.001未満			4				
26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.005			4				
27	臭素酸	0.01	0.001未満			4				
28	総トリハロメタン	0.1	0.01			4				
29	トリクロロ酢酸	0.03	0.001未満			4				
30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002			4				
31	ブロモホルム	0.09	0.007			4				
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.001未満			4				
33	亜鉛及びその化合物	1	0.02	年4回	3年1回	1	安全、性状確認等のため *1、*2			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01未満		1					
35	鉄及びその化合物	0.3	0.03		年4回	1				
36	銅及びその化合物	1	0.03		3年1回	1				
37	ナトリウム及びその化合物	200	22		年1回	1				
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	年4回	1					
39	塩化物イオン	200	34	月1回	月1回	12	*3			
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	40	年4回	年1回	1	安全、性状確認等のため *1、*2			
41	蒸発残留物	500	150		年4回	4				
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	月1回	3年1回	1				
43	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満			1				
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満			1				
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満			1				
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	年4回	1					
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.8	月1回	月1回	12	*3			
48	pH値	5.8~8.6	7.5			12				
49	味	異常でない	異常なし			12				
50	臭気	異常でない	異常なし			12				
51	色度	5度	0.5未満			12				
52	濁度	2度	0.4			12				

- 備考
- *1は、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、3年に1回の頻度に省略できる。
 - *2は、基準値の2/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、1年に1回の頻度に省略できる。
 - *3は、水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査する。
 - は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 - “検査省略頻度”はこれまでの検査結果から省略可能となる頻度